

資料1

万国郵便条約

(平成17年11月30日 条約第16号)

第16条 引き受けられる放射性物質及び生物学上の材料

- 1 放射性物質について（略）
- 2 生物学上の材料は、次の条件を満たす場合には、通常郵便物に入れることができる。
 2. 1 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料並びに伝染性物質及びその冷却のための固形二酸化炭素（ドライアイス）については、適格性のある公認の研究所の間で交換する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの危険物品は、国内法令、国際民間航空機関（ICAO）の有効な「技術に関する説明書」及び国際航空運送協会（IATA）の「危険物に関する規則」に従うことを条件として、航空路による送達のために郵便物の中に入れることができる。
 2. 2 通常郵便に関する施行規則の定めるところにより包装された死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び伝染性物質については、優先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの材料又は物質を包含する郵便物の取扱いについては、追加の料金の納付を課することができる。
 2. 3 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び伝染性物質を包含する郵便物の差出人は、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政庁の属する加盟国の間における交換のための差出しに限って認められる。
 2. 4 2. 3に規定する郵便物は、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によって送達され、優先して配達される。

資料2

万国郵便条約の通常郵便に関する施行規則

(平成17年12月22日 号外総務省告示第1373号) 抜粋

第129条 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料（診断用の見本を含む。）を包有する郵便物の引受条件及び表示

- 1 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料（診断用の見本を含む。）で伝染性の物質の分類に入らないものを包有する郵便物は、次に掲げる条件で引受ける。
 1. 1 差出人は、郵便物が名あて地に良好な状態で到着するように包装されていることを確認しなければならないこと。郵便物は、運送の途中で人及び動物にいかなる危害も及ぼさないようにしなければならない。
 1. 2 包装は、次の要素からなる。

1. 2. 1 次を含む内部の包装

1. 2. 1. 1 不漏出性の一又は二以上の第一の容器

1. 2. 1. 2 不漏出性の第二の包装

1. 2. 1. 3 堅固な物質の場合を除くほか、内容品全体を吸収するために十分な量の吸収性の材料を第一の容器と第二の包装の間に詰めなければならない。二以上の第一の容器を单一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は、一個ごとに包装しなければならない。

1. 2. 2 容器の容積、重量及び容器の予想される使用に応じた堅固さを有する外部の包装 この包装は、その外面全体の最も短い部分で少なくとも百ミリメートルの長さを有しなければならない。

1. 3 容器全体は、国際民間航空機関（I C A O）の技術に関する説明書に定める落下試験に耐えることができるものでなければならない。この落下の高さは、一・二メートルを下回ってはならない。

1. 4 内容品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外壁との間に入れなければならぬ。

1. 5 郵便物は、次の仕様に従って包装しなければならない。

1. 5. 1 凍結乾燥された物質

1. 5. 1. 1 第一の容器は、燃焼密封したガラス製のアンプル又はゴムで密閉し、金属栓を施したガラス製のびんでなければならない。

1. 5. 2 液体又は固体の物質

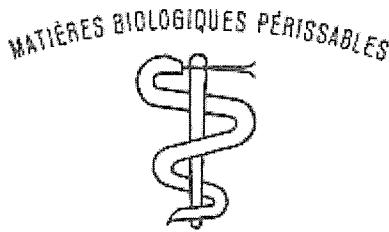
1. 5. 2. 1 常温又は常温を超える温度で運送される物質 第一の容器は、もっぱらガラス製、金属製又はプラスチック製でなければならない。容器の不漏出性を確保するために、加熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用する。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、粘着テープで補強しなければならない。

1. 5. 2. 2 冷却又は冷凍されて運送される物質 国際民間航空機関（I C A O）の技術に関する説明書による危険物でない氷その他の冷却材は、一又は二以上の第二の包装の外部に入れなければならない。冷却材が溶解しても第二の包装が平衡を保つよう、内部の支柱を設ける。氷が使用される場合には、外部の包装は、不漏出性のものでなければならない。第一の容器及び第二の包装は、使用する冷却材の温度においても、また、冷却材が効果を失った場合に航空運送中の容器及び第二の包装が置かれる温度及び圧力においても、変質しないものでなければならない。

1. 6 診断用の見本を含む死滅しやすい又は変敗しやすい物質に用いる第一の容器

又は第二の包装は、摂氏マイナス四十度とプラス五十五度との間の温度に耐えることができるものでなければならず、また、液体の場合には、不漏出性を失うことなく、少なくとも九十五キロパスカルの差動圧力を生じる内圧に耐えることができるものでなければならない。

1. 7 第一の容器は、容量五百ミリリットルを超えてはならず、外装の総容積は、四リットルを超えてはならない。
1. 8 外部の包装及び郵便物を包装する材料には、「Echantillon de diagnostic」（「診断用の見本」の意）の記載を付さなければならない。また、差出研究所及び名あて研究所のあて名を記載した面に、次の記載及び記号を有する紫色票符を付さなければならない。



(大きさ 62 × 44 mm)

第130条 伝染性の材料を包有する郵便物の引受条件及び表示

- 1 伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にある死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料には、「Substances infectieuses」（「伝染性の物質」の意）の表示を行わなければならない。
- 2 伝染性の物質の差出人は、郵便物が名あて地に良好な状態で到着するように包装されていることを確認しなければならない。これらの郵便物が、運送の途中で人及び動物にいかなる危害も及ぼさないようにしなければならない。
- 3 包装は、次の要素からなる。
 3. 1 次を含む内部の包装
 3. 1. 1 不漏出性の一又は二以上の第一の容器
 3. 1. 2 不漏出性の第二の包装
 3. 1. 3 堅固な物質の場合を除くほか、内容品全体を吸収するために十分な量の吸収性の材料を第一の容器と第二の包装の間に詰めなければならない。二以上の第一の容器を单一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は、一個ごとに包装しなければならない。
 3. 2 容器の容積、重量及び予想される使用に応じた堅固さを有する外部の包装この包装は、その外面全体の最も短い部分で少なくとも百ミリメートルの長さを

有しなければならない。

- 4 容器は、国際民間航空機関（I C A O）の技術に関する説明書に定める標準試験に合格することができるものでなければならない。外部の包装は、包装の表示に関する国連の仕様規定に従った表示を有しなければならない。
- 5 内容品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外壁との間に入れなければならない。
- 6 伝染性の物質は、次の規定に従って包装しなければならない。

6. 1 凍結乾燥された物質

6. 1. 1 第一の容器は、燃焼密封したガラス製のアンプル又はゴムで密閉し、金属栓を施したガラス製のびんでなければならない。

6. 2 液体又は固体の物質

6. 2. 1 常温又は常温を超える温度で運送される物質 第一の容器は、もっぱらガラス製、金属製又はプラスチック製でなければならない。容器の不漏出性を確保するために、加熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用しなければならない。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、粘着テープで補強しなければならない。

6. 2. 2 冷却又は冷凍されて運送される物質 氷、ドライアイスその他の冷却材は、一又は二以上の第二の包装の外部に入れなければならない。氷又はドライアイスが溶解しても第二の包装が当初の位置に留まるよう、内部の支柱を設けなければならない。氷が使用される場合には、外部の包装は、不漏出性のものでなければならない。ドライアイスが使用される場合には、外部の包装は、炭酸ガスの排出を可能とするものでなければならない。第一の容器及び第二の包装は、使用する冷却材の温度においても、冷却材が効果を失った場合に容器及び第二の包装が運送中に置かれる温度及び圧力においても、それらの元のままの状態を保つものでなければならない。

- 7 伝染性の物質に用いる第一の容器又は第二の包装は、不漏出性を失うことなく、少なくとも九十五キロパスカルの差動圧力を生じる内圧及び摂氏マイナス四十度とプラス五十五度との間の温度に耐えることができるものでなければならない。

- 8 外部の包装が包有できる純最大容量は、五十ミリリットル又は五十グラムとする。

- 9 外部の包装には、次の表示を付さなければならない。

9. 1 物質の種属名、その後に物質の専門的な（生物学上の）名称及びU Nの文字を冠した国連の対応番号

9. 2 伝染性の物質を発送させることに従事する人（会社）の住所氏名及び受取人の

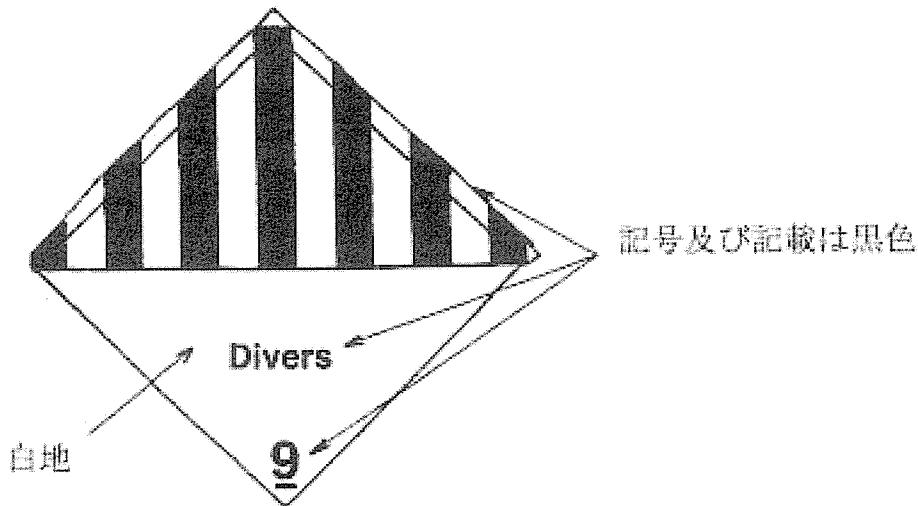
氏名

9. 3 郵便物の責任者の氏名及び電話番号

10 外部の包装には、公認の差出研究所及び名あて研究所のあて名を有する面に、「Substance infectieuse」（「伝染性物質」の意）の記載を有する票符を付さなければならない。この票符は、一辺の長さが十センチメートル又は五センチメートルの菱形とし、記載は、白地に黒色の文字による。この票符の上部半分には、伝染性の物質について認められた記号を付し、下部半分には、「Substance infectieuse. En cas de dommage ou de fuite, avertir immediatement les autorites de sante publique.」（「伝染性の物質。損傷又は漏洩の場合には、直ちに公衆衛生当局に通報すること。」の意）の語を記載する。この票符は、次のとおりとする。



10. 1 ドライアイスが郵便物を冷却するために使用される場合には、「Divers」（「その他」の意）の危険票符を使用しなければならない。この票符は、一辺の長さが最低十センチメートルの菱形とし、次の様式とする。



10. 2 航空路による運送の場合には、国際民間航空機関（I C A O）の技術に関する説明書又は国際航空運送協会（I A T A）の危険物に関する規則に適合する運送書類を作成しなければならない。さらに、この郵便物に対応する引渡明細表C N 38には、「Marchandises dangereuses faisant l'objet de la declaration ci-jointe des expediteurs」（「同封の差出人の申告書の対象となっている危険物」の意）の記載を付さなければならない。

10. 3 特別の票符「Substance infectieuse」（「伝染性物質」の意）により識別された伝染性物質のみを包有する郵袋については、郵政当局は、これを封かんしない状態で航空会社に引き渡さなければならない。

資料3

国際郵便規則

（昭和三十四年三月二十七日郵政省令第三号）

最終改正年月日：平成一三年一二月一七日総務省令第一七一号

外国郵便規則（昭和二十八年郵政省令第十七号）の全部を改正する。

（生物学上の材料を包有する書状発受の認可）

第六十八条

死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する書状を外国にあてて差し出し、又は外国から受領しようとする機関は、郵政事業庁長官の認可を受けなければならない。

2 前項の認可は、生物学上の研究を行う機関（以下「研究機関」という。）であつて、適格性につき監督官庁の保証があるものについて行うものとする。

3 第一項の認可を受けようとする研究機関は、次の事項を記載した申請書を郵政事業庁

長官に提出しなければならない。

一 研究機関の名称及び所在地

二 監督官庁の名称

4 認可を受けた研究機関がその名称又は所在地を変更した場合は、速やかに変更届を郵政事業庁長官に提出しなければならない。

5 認可を受けた研究機関が、死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する外国あての書状につき、条約又はその省令の規定に違反した事実が判明したときは、認可是、取り消す。

6 郵政事業庁長官が認可した研究機関の名称及び所在地並びに監督官庁の名称は、告示する。

(生物学上の材料を包有する書状の差出)

第六十九条

死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する外国あての書状は、別に告示する国にあて、かつ、その内容品につきあらかじめ税関の検査を受けたものでなければ差し出すことができない。

2 前項の郵便物のうち家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）による検疫を受けなければならない物品を包有するものについては、前項の検査のほか、動物検疫所の検査を受けたものでなければ、差し出すことができない。

3 前二項に規定する郵便物には、その外部に差出研究機関の名称及び所在地を記載しなければならない。

資料4

国際郵便約款

実施 平成15年4月1日 最近改正 平成17年9月1日

(生物学上の材料)

第102条 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を内容品とする外国あて郵便物は、公社が別に定める手続きによりあらかじめ公社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、公社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの書状として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

2 前項の郵便物のうち家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検疫を受けなければならない物品を包有するものについては、前項の検査のほか、動物検疫所の検査を受けたものでなければ差し出すことはできません。

3 前2項に規定する郵便物には、その外部に差出研究機関の名称及び所在地を記載していただきます。

(注) 第1項の公社が別に定める手続きは、次に定めるところによります。

1 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する書状を外国にあてて差し出し、又は外国から受領しようとする機関は、次に掲げる承認請求の方法により公社の承認を受けることとします。なお、承認を受けた機関が、死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する外国での書状について、郵便に関する条約又はこの約款の規定に違反した事実が判明した場合は、公社はその承認を取り消します。

- (1) 生物学上の研究を行う機関（以下「研究機関」といいます。）であって、適格性について監督官庁の保証があること。
- (2) 承認を受けようとする研究機関は、次に掲げる事項を記載した請求書を公社に提出すること。
- ア 研究機関の名称及び所在地
イ 監督官庁の名称
- (3) 承認を受けた研究機関は、その名称又は所在地を変更したときは、直ちに変更届を公社に提出すること。

2 第1項の公社が別に定める条件は、別記15に掲げる条件とします。

別記15 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料（診断用の見本を含みます。）を包有する郵便物の差出条件

1 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料（診断用の見本を含みます。）を包有する郵便物の差出条件は、次のとおりとします。

- (1) 郵便物は、運送の途中で、人及び動物にいかなる危害も及ぼさないようにすること。
- (2) 包装は、次のとおり構成されること。
- ア 内部の包装
- (ア) 不漏出性の一又は二以上の第一の容器
(イ) 不漏出性の第二の包装
(ウ) 堅固な場合を除くほか、内容品全体を吸収するために十分な量の吸収性の材料を(ア)と(イ)の間に詰めること。二以上の第一の容器を单一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は一個ごとに包装すること。
- イ 外部の包装容器

容器の容積、重量及び容器の予想される使用に応じた堅固さを有すること。外面全体の最も短い部分が、少なくとも 100 ミリメートルの長さを有すること。

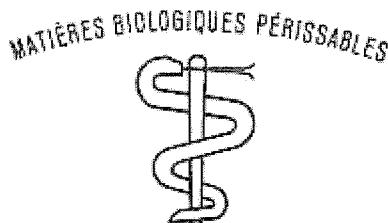
- (3) 容器全体は、 ICAO の技術に関する説明書に定める落下試験に耐えるものであること。この落下の高さは、 1.2 メートルを下回らないこと。
- (4) 内容品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外側との間にに入れること。
- (5) 郵便物は、次の仕様に従って包装すること。

区分	包装方法				
1 凍結乾燥された物質	第一の容器は、燃焼密封したガラス製のアンプル又はゴムで密閉し、金属栓を施したガラス製のびんであること。				
2 液体又は固体の物質	<table border="1"> <tr> <td>(1) 常温又は常温を超える温度で運送される物質</td><td>第一の容器は、もっぱらガラス製、金属製又はプラスチック製とすること。容器の不漏出性を確保するために、加熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用すること。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、粘着テープで補強すること。</td></tr> <tr> <td>(2) 冷却又は冷凍されて運送される物質</td><td>ICAO の技術に関する説明書による危険物でない氷その他の冷却材は、一又は二以上の第二の包装の外部に入れること。冷却材が溶解しても第二の包装が平衡を保つよう、内部に支柱を設けること。氷が使用される場合には、外部の包装は不漏出性のものとすること。第一の容器及び第二の包装は、使用する冷却材の温度においても、また、冷却材が効果を失った場合に航空運送中の容器及び第二の包装が置かれる温度及び圧力においても、変質しないものとすること。</td></tr> </table>	(1) 常温又は常温を超える温度で運送される物質	第一の容器は、もっぱらガラス製、金属製又はプラスチック製とすること。容器の不漏出性を確保するために、加熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用すること。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、粘着テープで補強すること。	(2) 冷却又は冷凍されて運送される物質	ICAO の技術に関する説明書による危険物でない氷その他の冷却材は、一又は二以上の第二の包装の外部に入れること。冷却材が溶解しても第二の包装が平衡を保つよう、内部に支柱を設けること。氷が使用される場合には、外部の包装は不漏出性のものとすること。第一の容器及び第二の包装は、使用する冷却材の温度においても、また、冷却材が効果を失った場合に航空運送中の容器及び第二の包装が置かれる温度及び圧力においても、変質しないものとすること。
(1) 常温又は常温を超える温度で運送される物質	第一の容器は、もっぱらガラス製、金属製又はプラスチック製とすること。容器の不漏出性を確保するために、加熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用すること。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、粘着テープで補強すること。				
(2) 冷却又は冷凍されて運送される物質	ICAO の技術に関する説明書による危険物でない氷その他の冷却材は、一又は二以上の第二の包装の外部に入れること。冷却材が溶解しても第二の包装が平衡を保つよう、内部に支柱を設けること。氷が使用される場合には、外部の包装は不漏出性のものとすること。第一の容器及び第二の包装は、使用する冷却材の温度においても、また、冷却材が効果を失った場合に航空運送中の容器及び第二の包装が置かれる温度及び圧力においても、変質しないものとすること。				

- (6) 診断用の見本を含む死滅しやすい又は変敗しやすい物質に用いる第一の容器又は第二の包装は、摂氏マイナス 40 度からプラス 55 度まで温度に耐えることができるものでなければならず、また、液体の場合には、不漏出性を失うことなく、少なくとも 95 キロパスカルの差動圧力を生じる内圧に耐えることができるものであること。
- (7) 第一の容器は容量 500 ミリリットルを超えてはならず、外装の総容積は

4リットルを超えないこと。

- (8) 外部の包装及び郵便物を包装する材料には、「Echantillon de diagnostic」（「診断用の見本」の意味）の記載を付すこと。また、名あて面に、次の記載及び記号を施した紫色の票符を付すこと。



(大きさ 62×44 mm)

2 伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にある死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物の差出条件は、次のとおりとします。

- (1) 郵便物は、運送の途中で人及び動物にいかなる危害も及ぼさないようにすること。

- (2) 包装は、次の要素で構成されること。

ア 内部の包装

- (ア) 不漏出性の一又は二以上の第一の容器

- (イ) 不漏出性の第二の包装

- (ウ) 堅固な場合を除くほか、内容品全体を吸収するために十分な量の吸収性の材料を(ア)と(イ)の間に詰めること。二以上の第一の容器を单一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は一個ごとに包装すること。

イ 外部の包装

容器の容積、重量及び容器の予想される使用に応じた堅固さを有すること。外面全体の最も短い部分が、少なくとも100ミリメートルの長さを有すること。

- (3) 容器は、ICAOの技術に関する説明書に定める標準試験に合格することができるものであること。外部の包装は、包装の表示に関する国連の仕様規定に従った表示を行うこと。

- (4) 内容品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外壁との間に入れること。

- (5) 伝染性の物質の包装は、第1の規定に従って包装すること。

- (6) 伝染性の物質に用いる第一の容器又は第二の包装は、不漏出性を失うことなく、少なくとも95キロパスカルの差動圧力を生じる内圧及び摂氏マイナス

40度とプラス55度との間の温度に耐えることができるものであること。

(7) 外部の包装が包有できる純最大容量は、50ミリリットル又は50グラムとすること。

(8) 外部の包装には、次の表示を付すこと。

ア 物質の種属名、その後に物質の専門的な（生物学上の）名称及びUNの文字を冠した国連の対応番号

イ 伝染性の物質を発送させることに従事する者（会社）の住所氏名及び受取人の氏名

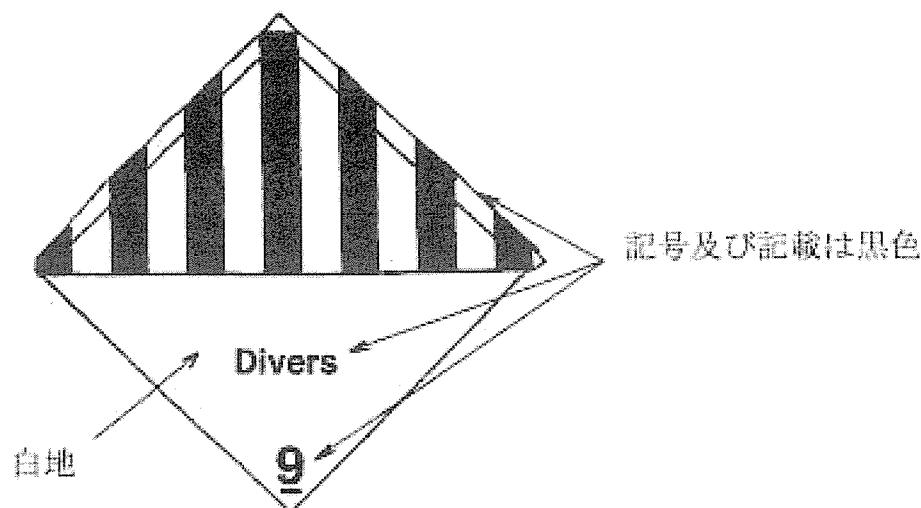
ウ 郵便物の責任者の氏名及び電話番号

(9) 外部の包装には、公認の差出研究所及び名あて研究所のあて名を有する面に、「Substance infectieuse」（「伝染性物質」の意味）の記載を有する票符を付すこと。この票符は、一辺の長さが10センチメートル又は5センチメートルの菱形とし、記載は、白地に黒色の文字による。この票符の上部半分には、伝染性の物質について認められた記号を付し、下部半分には、「Substance infectieuse. En cas de dommage ou de fuite, avertir immédiatement les autorités de santé publique.」（「伝染性の物質。損傷又は漏洩の場合には、直ちに公衆衛生当局に通報すること。」の意味）の語を記載すること。この票符の様式は、次のとおりとします。



(10) 郵便物を冷却するためドライアイスを使用する場合には、「Divers」（「その他」の意味）の表示をした票符を使用すること。この票符は、一辺の長

さが最低10センチメートルの菱形とし、次の様式とすること。



資料5

税関手続きについての問い合わせ先（最寄の税関相談官まで）

全国の税関相談官の電話番号（2007年2月現在）

函館税關 : 0138-40-4261
東京税關 : 03-3529-0700
横浜税關 : 045-212-6000
名古屋税關 : 052-654-4100
大阪税關 : 072-455-1850
神戸税關 : 078-333-3100
門司税關 : 093-332-8372
長崎税關 : 095-828-8619
沖縄税關 : 098-863-0099

資料6

輸送容器の購入先

国内の販売業者

(1) 株式会社ワールド・クウリアー (WORLD COURIER) 営業部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀神谷ビル

TEL: 03-3537-1080

FAX: 03-3537-1088

E-mail:tetsu@worldcourier.co.jp

URL: www.worldcourier.com

(2) エム・アンド・ピー株式会社

〒140-0002 東京都品川区東品川 3-24-7

TEL: 03-5462-7661

FAX: 03-3471-8800

E-mail: mandp@hub-net.co.jp

URL: www.undg.jp

(3) 家田貿易株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-14-16 オフィス家田 5F

TEL: 03-3816-2861

FAX: 03-3814-5347

E-mail: n.kamei@ieda-group.co.jp

URL: www.ieda-boeki.co.jp

(4) トレンドサイン

〒214-0038 神奈川県川崎市多摩区生田 6-11-10-103

TEL: 044-951-1142

FAX: 044-951-1142

E-mail: y.sasaki@trend-sign.com

URL: www.trend-sign.com

国外の販売業者

(1) Saf-T-Pak Inc. Edmonton, AB (Canada)

TEL: +1-780-486-0211

FAX: +1-780-486-0235

E-mail: info@saf-t-pak.com

URL: www.saftpak.com

(2) Air Sea Containers Ltd. Birkenhead (UK)

TEL: +44-0151-645-0636

FAX: +44-0151-644-9268

E-mail: sales@air-sea.co.uk

URL: www.air-sea.co.uk

(3) DGP(UK) Ltd. Global Headquarters (UK)

TEL: +44-1904-607-390

FAX: +44-1904-607-391

E-mail: uk@dgpgroup.com

URL: www.gpgroup.com

(4) E3 Cortex 77230 Thieux

TEL: +01-60-26-91-91

FAX: +01-60-26-84-62

E-mail: info@e3cortex.fr

URL: www.e3cortex.fr

(5) Inmark, Inc. Austell, GA (USA)

TEL: +1-770-373-3300

FAX: +1-770-373-3301

E-mail: sales@inmarkinc.com

URL: www.inmarkinc.com

その他多数。IATA危険物規則書48版を参照。

資料7

生物学上の材料を包有する郵便物の差出条件確認書

様式18 生物学上の材料を包有する郵便物の差出条件確認書（国際郵便約款第102条
第1項関係）

生物学上の材料を包有する郵便物の差出条件確認書

1 差出人

氏名
住所
電話番号
研究機関名称
研究機関住所
監督官庁

様

2 受取人

氏名
住所
電話番号
研究機関名称
研究機関住所

様

3 差出条件の確認

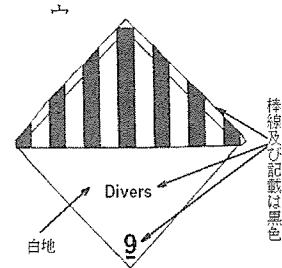
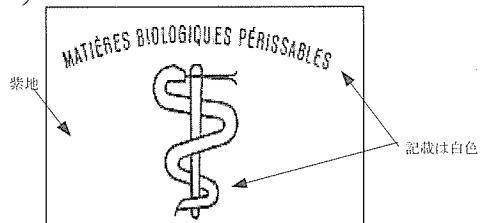
項目	差出条件		確認欄
(1) 内部の包装	次のとおり構成されていること。 ア 不漏出性の1又は2以上の第一の容器 イ 不漏出性の第二の包装 また、堅固な場合を除くほか、内容品全体を吸収するために十分な量の吸収性の材料を第一の容器と第二の包装の間に詰めること。二以上の第一の容器を单一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は一個ごとに包装すること。		
(2) 外部の包装	ア 容器の容積、重量及び容器の予想される使用に応じた堅固さを有すること。 イ 外面全体の最も短い部分が、少なくとも100ミリメートルの長さを有すること。		
(3)-1 容器	容器全体は、国際民間航空機関（以下「ICAO」という。）の技術に関する説明書に定める落下試験に耐えるものであること。この落下の高さは、1.2メートルを下回らないこと。		
(3)-2 容器	ア 容器は、ICAOの技術に関する説明書に定める標準試験に合格することができるものであること。 イ 外部の包装は、包装の表示に関する国連の仕様規定に従った表示を行うこと。		
(4) 内容品の記述	内容品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外側との間に入れること。		
(5)-1 包装の仕様	凍結乾燥された物質	第一の容器は、燃焼密封したガラス製のアンプル又はゴムで密閉し、金属栓を施したガラス製のびんであること。	

	液体又は固体の物質	常温又は常温を超える温度で运送される物質	第一の容器は、もっぱらガラス製、金属製又はプラスチック製とすること。容器の不漏出性を確保するために、加熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用すること。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、粘着テープで補強すること。	
		冷却又は冷凍されて运送される物質	I C A Oの技術に関する説明書による危険物でない氷その他の冷却材は、一又は二以上の第二の包装の外部に入れること。冷却材が溶解しても第二の包装が平衡を保つよう、内部に支柱を設けること。氷が使用される場合には、外部の包装は不漏出性のものとすること。ドライアイスが使用される場合には、外部の包装は、炭酸ガスの排出を可能とするものとすること。第一の容器及び第二の包装は、使用的冷却材の温度においても、また、冷却材が効果を失った場合に航空運送中の容器及び第二の包装が置かれる温度及び圧力においても、変質しないものとすること。	
(5)-2 包装の仕様	凍結乾燥された物質		第一の容器は、燃焼密封したガラス製のアンプル又はゴムで密閉し、金属栓を施したガラス製のびんであること。	
	液体又は固体の物質	常温又は常温を超える温度で运送される物質	第一の容器は、もっぱらガラス製、金属製又はプラスチック製とすること。容器の不漏出性を確保するために、加熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用すること。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、粘着テープで補強すること。	
		冷却又は冷凍されて运送される物質	冷却又は冷凍されて运送される物質 氷、ドライアイスその他の冷却材は、一又は二以上の第二の包装の外部に入れること。氷又はドライアイスが溶解しても第二の包装が当初の位置に留まるよう、内部の支柱を設けること。氷が使用される場合には、外部の包装は、不漏出性のものとすること。ドライアイスが使用される場合には、外部の包装は、炭酸ガスの排出を可能とするものとすること。第一の容器及び第二の包装は、使用的冷却材の温度においても、冷却材が効果を失った場合に容器及び第二の包装が運送中に置かれる温度及び圧力においても、それらの元のままの状態を保つものとすること。	
(6)-1 内圧等			第一の容器又は第二の包装は、摂氏マイナス40度からプラス55度までの温度に耐えることができるものでなければならず、また、液体の場合には、不漏出性を失うことなく、少なくとも95キロパスカルの差動圧力を生じる内圧に耐えることができるものであること。	
(6)-2 内圧等			第一の容器又は第二の包装は、不漏出性を失うことなく、少なくとも95キロパスカルの差動圧力を生じる内圧及び摂氏マイナス40度とプラス55度との間の温度に耐えることができるものであること。	
(7)-1 容量			第一の容器は容量500ミリリットルを超えてはならず、外装の総容積は4リットルを超えないこと。	
(7)-2 容量			外部の包装が包有できる純最大容量は、50ミリリットル又は50グラムとすること。	
(8) 表示			次の表示を行なうこと。 ア 物質の種属名、その後に物質の専門的な（生物学上の）名称及びU Nの文字を冠した国連の対応番号 イ 伝染性の物質を発送させることに従事する者（当社）の住所氏名及び受取人の氏名 ウ 郵便物の責任者の氏名及び電話番号	
(9)-1 票符			外部の包装及び郵便物を包装する材料には、「Echantillon de diagnostic」（「診断用の見本」の意味）の記載を付すこと。また、名あて面に、大きさが62ミリメートル×44ミリメートルの4のアの票符を付すこと。	
(9)-2 票符			外部の包装には、公認の差出研究所及び名あて研究所のあて名を有する面に、「Substance infectieuse」（「伝染性物質」の意味）の記載を有する4のイの票符を付すこと。この票符は、一边の長さが10センチメートル又は5センチメートルの菱形とし、記載は、白地に黒色の文字による。この票符の上部半分には、伝染性の物質について認められた記号を付し、下部半分には、「Substance infectieuse. En cas de dommage ou de fuite, avertir immédiatement les autorités de santé publique.」（「伝染性の物質。損傷又は漏洩の場合には、直ちに公衆衛生当局に通報すること。」の意味）の語を記載すること。	

(10) その他	郵便物を冷却するためドライアイスを使用する場合には、「Divers」(「その他」の意味)の表示をした一辺の長さが最低10センチメートルの菱形の4のウの票符を使用すること。	
----------	---	--

4 票符

ア



5 郵便物の確認

上記の郵便物の内容品、容器、包装及び表示は、通常郵便に関する施行規則第百二十九条又は第百三十条の規定に基づき、死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する書状として差し出せるものであり、かつ、名あて地に良好な状態で到着するよう包装され、運送の途中で人及び動物にいかなる危害も及ぼさないことを確認済です。

平成 年 月 日 差出人

印

(郵便局使用欄)

日付印

お問い合わせ番号（書留番号）

備考

1 1の差出人欄の研究機関名称又は研究機関住所が、差出人の氏名又は住所と同一の場合、研究機関名称又は研究機関住所は記入を省略しても差し支えありません。2の受取人欄についても同様とします。

2 3の「確認欄」には、次の区別に従い、各項目の差出条件を確認の上、○印を記入していただきます。

(1) 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料（診断用の見本を含む。）で伝染性の物質の分類に入らないものを包有する郵便物を差し出す場合については、

(1)、(2)、(3)-1、(4)、(5)-1、(6)-1、(7)-1及び(9)-1の項目

(2) 伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にある生物学上の材料を包有する郵便を差し出す場合については、(1)、(2)、(3)-2、(4)、(5)-2、(6)-2、(7)-2、(8)、(9)-2及び(10)の項目

3 5の差出人欄には、署名し、又は記名押印していただきます。

4 この用紙は、日本工業規格A4とします。

図1 IATA 危険物規則書 2007年版 (48版)



(IATA危険物規則書 2007年版)

航空危険物安全輸送協会
〒144-0041 東京都大田区羽田空港 1-6-3
TEL: 03-3747-1002
FAX: 03-3747-7509
E-mail:jacis.air.dg@nifty.com
URL: <http://homepage1.nifty.com/jacis/>

図2 カテゴリーAのリスト UN Model Regulations 第13版より

UN2814 : 49 種類 (うち Cultures only は 32 種類)

国連番号および 正式輸送品目名	Micro-organism (微生物)
UN 2814 Infectious substance affecting humans	<i>Bacillus anthracis</i> (cultures only) <i>Brucella abortus</i> (cultures only) <i>Brucella melitensis</i> (cultures only) <i>Brucella suis</i> (cultures only) <i>Burkholderia mallei</i> – <i>Pseudomonas mallei</i> – Glanders (cultures only) <i>Burkholderia pseudomallei</i> – <i>Pseudomonas pseudomallei</i> (cultures only) <i>Chlamydia psittaci</i> – avian strains (cultures only) <i>Clostridium botulinum</i> (cultures only) <i>Coccidioides immitis</i> (cultures only) <i>Coxiella burnetii</i> (cultures only) Crimean-Congo hemorrhagic fever virus Dengue virus (cultures only) Eastern equine encephalitis virus (cultures only) <i>Escherichia coli</i> , verotoxigenic (cultures only) Ebola virus Flexal virus <i>Francisella tularensis</i> (cultures only) Guanarito virus Hantaan virus Hantavirus causing hemorrhagic fever with renal syndrome Hendra virus Hepatitis B virus (cultures only) Herpes B virus (cultures only) Human immunodeficiency virus (cultures only) Highly pathogenic avian influenza virus (cultures only) Japanese Encephalitis virus (cultures only) Junin virus Kyasanur Forest disease virus Lassa virus Machupo virus Marburg virus Monkeypox virus <i>Mycobacterium tuberculosis</i> (cultures only) Nipah virus Omsk hemorrhagic fever virus <i>Poliovirus</i> (cultures only) Rabies virus (cultures only) <i>Rickettsia prowazekii</i> (cultures only) <i>Rickettsia rickettsii</i> (cultures only) Rift Valley fever virus (cultures only) Russian spring-summer encephalitis virus (cultures only) Sabia virus <i>Shigella dysenteriae type 1</i> (cultures only) Tick-borne encephalitis virus (cultures only) Variola virus Venezuelan equine encephalitis virus (cultures only) West Nile virus (cultures only) Yellow fever virus (cultures only) <i>Yersinia pestis</i> (cultures only)

UN2900 : 1 2種類 (すべて Cultures only)

国連番号および 正式輸出品目名	Micro-organism (微生物)
△ UN 2900 Infectious substances affecting animals	African swine fever virus (cultures only) Avian paramyxovirus Type 1 – Velogenic Newcastle disease virus (cultures only) Classical swine fever virus (cultures only) Foot and mouth disease virus (cultures only) Lumpy skin disease virus (cultures only) <i>Mycoplasma mycoides</i> – Contagious bovine pleuropneumonia (cultures only) Peste des petits ruminants virus (cultures only) Rinderpest virus (cultures only) Sheep-pox virus (cultures only) Goatpox virus (cultures only) Swine vesicular disease virus (cultures only) Vesicular stomatitis virus (cultures only)

図3 Category A の輸送の梱包法 (UN2814, UN2900)

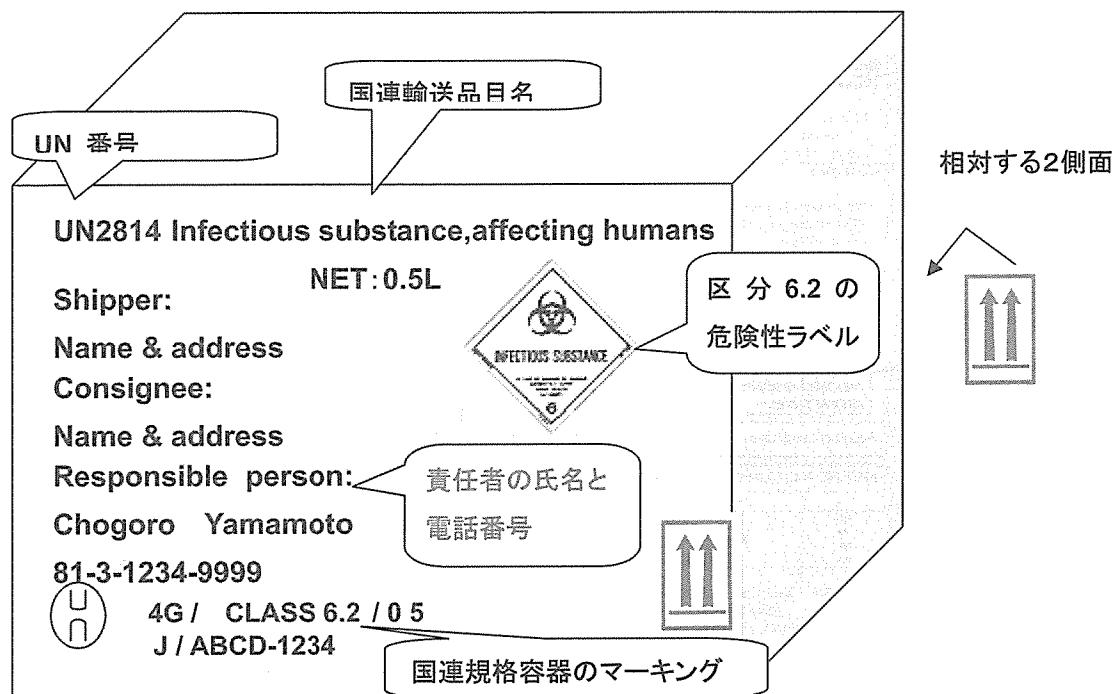


図4 Biological substance category B の輸送の梱包法 (UN3373)

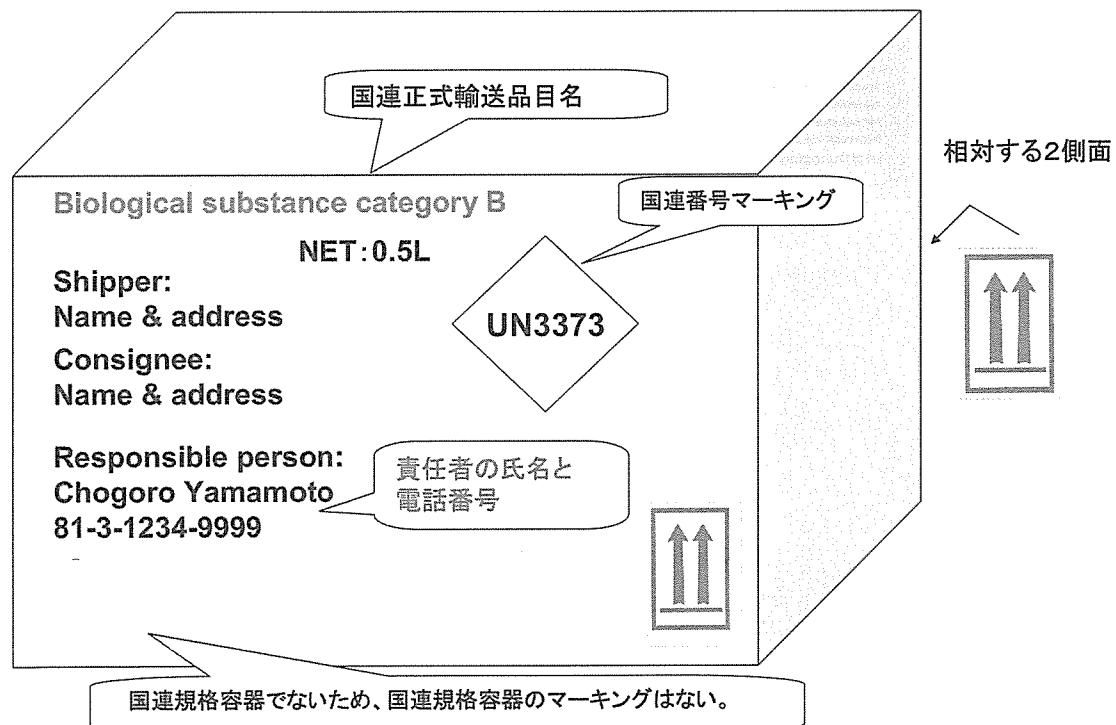


図5 危険物申告書の作成法

SHIPPER'S DECLARATION FOR DANGEROUS GOODS					
Shipper Nippon hospital 1-7 Hanseda, Chita-ku Tokyo, 144-0041, Japan		Air Waybill No. 131-12345675 Page 1 of 1 Pages Shipper's Reference Number <small>(optional)</small>			
		荷送人 JACIS			
Consignee ABC medical research 123 Piccadilly London W1J 9BR United Kingdom		荷受人			
<small>Two completed and signed copies of this Declaration must be handed to the operator.</small>					
TRANSPORT DETAILS <small>This shipment is within the limitation prescribed for:</small> <small>(delete non-applicable)</small> PASSENGER CARGO AND CARGO AIRCRAFT AIRCRAFT (CN2Y)					
<small>Airport of Departure:</small> Narita, Japan		発地空港名 <small>In all respects with the applicable Regulations may be in breach of the applicable law, subject to legal penalties.</small>			
<small>Airport of Destination:</small> London		着地空港名 <small>Type: (delete non-applicable)</small> NON-RADIOACTIVE — RADIGATIVE—			
NATURE AND QUANTITY OF DANGEROUS GOODS (see sub-section 8.1 of IATA Dangerous Goods Regulations)					
Dangerous Goods Identification					
UN or ID No.	Proper Shipping Name	Class or Division (Subsidiary Risk)	Packing Group	Quantity and type of packing	Packing Inst.
UN2814	Infectious substance affecting humans (Highly pathogenic avian influenza virus)	6.2		1 Fibreboard box x 10 mL	602
個数 容器名称 正味量					
国連番号 国連輸送品目名 区分番号 責任者氏名 24時間緊急連絡先電話番号					
包装基準番号					
Additional Handling Information <small>Name of responsible person : Chogoro Yamamoto 24-hour number : 81-3-1234-9999</small>					
<small>I hereby declare that the contents of this consignment are fully and accurately described above by the proper shipping name, and are classified, packaged, marked and labelled/placarded, and are in all respects in proper condition for transport according to applicable international and national governmental regulations. I declare that all of the applicable air transport requirements have been met.</small>				<small>Name/Title of Signatory S.Abe Export manager Place and Date Tokyo 01 January 2007 Signature <small>(see warning above)</small> S.Abe</small>	
署名欄					